

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2015年度茨高教組中央委員会
 日時 11月29日(日) 10:00~16:00
 場所 ワークヒル土浦
 300-0027 茨城県土浦市木田余東台4丁目1-1
 TEL.029-826-2622

総括安全衛生委員会報告

知っていますか？ストレスチェック制度

10月16日(金)に第1回総括安全衛生委員会が開催されました。今回の委員会ではストレスチェックが中心議題でした。

2014年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、ストレスチェックは2015年12月1日から従業員50人以上の職場の事業者(学校なら校長)に1年に1回おこなうことが義務化されました。

当然、県立学校でもストレスチェック制度が実施されることになり、保健体育課は校長や教頭に対して既に事前の学習の機会を設定し、職場への情報提供を指示したと回答しています。

今回の「茨城の教育」ではストレスチェック制度の概要を説明するとともに総括安全衛生委員会での議論や課題について報告します。

ストレスチェック制度って何？

①ストレスチェック制度の目的は「労働者のメンタルヘルス不調の未然防止」「労働者自身のストレスへの気づきを促す」「ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる」の3つで、事業者にとっては義務だが労働者にとっては権利。メンタルヘルスでの療休者が増加傾向にある学校職場では必要不可欠の制度と言える。

②事業者が選定したストレスチェッ

クの実施者(医師、保健師等)がストレスチェックを実施する。

ストレスチェックは「簡易調査票」を使っておこなうが、「調査票」は「職場のストレス要因」「心身のストレス要因」「他の労働者による当該労働者への支援」の三つの領域の質問に四択で答えるものです。

詳しくは厚労省「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)で検索できます。

③「簡易調査票」の結果にもとづいてストレスチェック実施者(医師、保健師等)がストレスの判断

を行い、高ストレス者かどうかを選定する。

ストレスチェック結果は実施者から結果出力後速やかに労働者に通知される。労働者の同意がなければ、事業者(校長)に結果を通知することは禁じられている。

事業者(校長)はストレスチェック結果が通知された後でなければ、労働者に同意を求めることはできない。

④高ストレス者と選定された労働者は、事業者(校長)に医師の面接指導を申し出ることができる。面接指導の申し出があった場合、

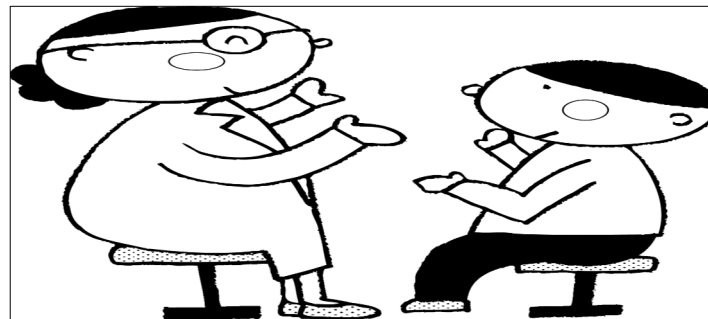
事業者(校長)は1ヶ月以内に医師の面接指導を設定しなければならない。

⑤面接指導を実施する場合、事業者(校長)は当該労働者に関する労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様並びに作業負荷の状況等の勤務の状況並びに職場環境などに関する情報を提供する。

⑥面接指導の結果、医師から労働時間の短縮、時間外労働の禁止・制限、業務負担の軽減や職場環境の改善などの意見が出された場合、医師の意見に沿った改善がなされなければならない。

⑦ストレスチェック実施者(医師、保健師等)は、④~⑥の流れとは別にストレスチェックの結果をもとに職場ごとの集団的分析をおこなう。

集団分析結果は事業者に提供さ



裏面に続く

れて、事業者（校長）は衛生委員会などでの検討を通して、職場環境の改善のために活用する。

総括安全衛生委員会の議論から

①教職員50人以下であっても教職員数にかかわらず全ての県立高校、特別支援学校でストレスチェックを実施する。現時点では2016年10月実施を予定。実施期間は1ヶ月とする。

②ストレスチェックの対象者は一般定期健康診断の対象者と同様とする。（非常勤講師は除く）休職中の教職員は実施の対象としない。

③ストレスチェックの実施者（医師、保健師等）は県教委が委託する。

④ストレスチェック簡易調査票は、手書きかパソコン入力にするかについて併用という意見が多く出された。

特別支援学校では1人1台パソコンが配備されていないため、パソコン入力だけだと勤務時間外にやらなければならないことが委員会で問題になった。

⑤県教委は、現時点では「面接指導は各学校の衛生管理医に依頼することを考えている」ことを明らかにしたが、多くの委員や健康管理医の代表の委員からも疑問の意見が出され、

今後の検討課題となった。

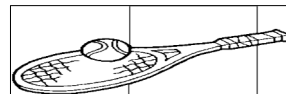
ストレスチェックの制度が教職員のストレスの現状を改善する有効なものにするためには面接指導をする医師のメンタルヘルス問題に対する専門性と熱意が必要不可欠で、この問題は制度の成功のカギとなる。

まとめ

繰り返しになりますが、ストレスチェック制度は労働者にとっては権利です。高ストレス状態をそのままにして放置していればメンタル不調になります。制度はメンタル不調を未然に防止することが目的です。

多忙な職場では、新しいことに対して「面倒くさい」と拒否するような傾向がありますが、長時間労働やパワハラなどの職場環境を改善するとりくみを組織として始めなければ何も変わりません。ストレスチェック制度を職場改善のツールにしていく必要があります。

引き続き、組合ではストレスチェック制度に関する情報を提供していきますので、職場での問題点等をメールや電話でお寄せください。



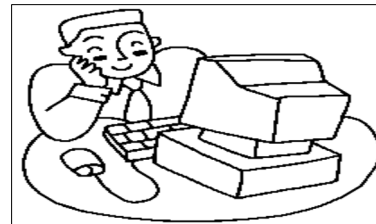
これって変だよ
～事務室の昼休みを考える～

以前、勤務していた学校で職場の衛生委員をしている事務職員の方が、衛生委員会で次のような話をされたことがあります。「私たち事務職は、昼休みがあってもないような職場なんです。昼休みに電話も多いし、給料日に限らず昼休みに事務室にやってくる先生も多いんです。昼休みは事務職員の休憩時間なのだから、先生方が用事があっても昼休みを外してもらえないのでしょうか。」

衛生委員会で話し合っ、事務長から朝会か職員会議で「事務室に用事がある場合は、先生方は13時からにして、12時台は外すようにして下さい」と言ってもらえることになりました。その後、先生方はそのような対応をするようになりましたが、少数職種の方の仕事や休憩時間については衛生委員会などで問題にして教職員全員の共通理解を広げていくことが非常に重要です。

職場の衛生委員会のメンバーは、

年齢や職種の違う教職員で構成する必要があります。多種多様な構成だから、想定していない意見が出て、実際に起こっている職場の問題が明らかになります。校務分掌や職種が違って、同じ学校に勤める同僚です。同僚の困っていることを見過ごさずに、組織として改善のとりくみを進めることが非常に重要です。



「戦争法」反対の10.21集会に
女子高校生も参加

9月19日に成立した集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法（「戦争法」）の廃止を求める集会「許すな戦争する国づくり 10.21戦争法反対 いばらき★ACTION」が水

戸駅南口で開催され、約200人が参加しました。

「戦争法に反対する県民連絡会議」の田中重博代表は「安保関連法は憲法違反。参院選を視野に、野党共闘を呼びかけ、安保関連法を廃案に追い込んでいこう」と訴え、リレートークになりました。

今回のリレートークではこれまでと違って中学生や高校生の訴えがありました。男子中学生は「戦争法に反対する皆さんのような大人の人たちを応援したい」と発言し、女子高校生は「行動を起こしていかないといけないと感じている。私たちのよい未来を作るためにも戦争法を廃止させたい」と訴え、参加者から大きな拍手が巻き起こりました。

集会後、参加者は水戸駅北口に移動して、「戦争法廃止」「安倍政権は退陣」「野党共闘」などのシュプレヒコールをあげて国道50号を大工町までデモ行進しました。

九条の会茨城県連絡会
設立記念のつどい
11月1日（日）14:00～
於 市民ホールやたべ
講演 小林 節 慶応大名誉教授
二見伸明 元公明党副委員長